

日本語指導に関する資料

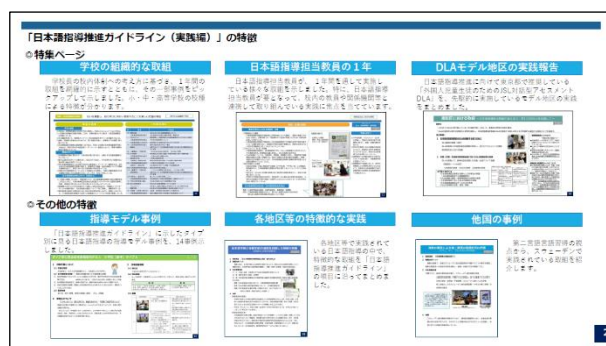
日本語指導が必要な児童・生徒への指導

本資料は、東京都における日本語指導が必要な児童・生徒の状況や、今後の指導で活用が可能な教材などをまとめた資料です。日本語指導が必要な児童・生徒が、基本的な日常会話に加え、学習に必要な日本語を身に付け、充実した学校生活を送ることができるよう、本資料に掲載の教材等を御活用ください。

○「日本語指導推進ガイドライン（実践編）」

東京都教育委員会では、日本語指導が必要な外国人児童・生徒等に対する指導・支援体制を充実させる教職員向け手引として、令和 5 年度に、「日本語指導推進ガイドライン～多文化共生社会に向け、共に学び成長する児童・生徒の育成を目指して～」(以下、ガイドラインと言う。)を作成しました。

令和 6 年度は、ガイドラインに基づいて各地区及び各学校で取り組んだ、日本語指導推進校等の具体的な事例や日本語指導事例等を掲載した「実践編」を作成しました。各地区及び各学校における日本語指導の推進・充実に御活用くださいますようお願いいたします。



組織づくり、場づくり、具体的な指導方法等
自地区・自校の取組を改善・充実するヒントが！



【特徴】

- ◆ 令和 6、7 年度「東京都日本語指導推進校」である 6 校及び日本語指導推進ガイドライン作成委員会の委員の取組、その他、学校や地区等の訪問先で実践されている事例を掲載
- ◆ 「日本語指導推進ガイドライン」の項目に沿って、分かりやすく事例を掲載
- ◆ 指導・支援の活用に役立つようデジタルブック化（6 月）

【主な内容】

- 特集ページ
 - ・ 日本語指導 1 年間の取組
 - ・ 日本語指導担当教員の取組
 - ・ DLA モデル地区の取組
- その他
 - ・ 日本語指導モデル事例
 - ・ 各地区の特徴的な取組
 - ・ 他国の取組

【提供開始】

令和 7 年 3 月末
ホームページ掲載（PDF 版）
※令和 7 年 6 月にデジタルブックとして配信予定

【提供方法】

東京都教育委員会ホームページより配信
(URL)

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/>

○ 東京都の日本語指導が必要な児童・生徒の在籍状況及び指導状況

「日本語指導が必要な児童・生徒」とは？

「日本語指導が必要な児童・生徒」と聞いて、どのような児童・生徒をイメージしますか。

文部科学省の実施する「日本語指導が必要な児童・生徒等受入状況調査」では、次のように定義されています。

- ① 日本語で日常会話が十分にできない児童・生徒
- ② 日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童・生徒

文部科学省「令和5年度 日本語指導が必要な児童・生徒等受入状況調査」より

日常会話が十分にできて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に困難を抱えている児童・生徒はいないでしょうか。「外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント DLA」等を活用し、児童・生徒の日本語の能力を的確にアセスメントした上で、必要な指導・支援につなげていく必要があります。

(1) 東京都公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の学校種別在籍状況

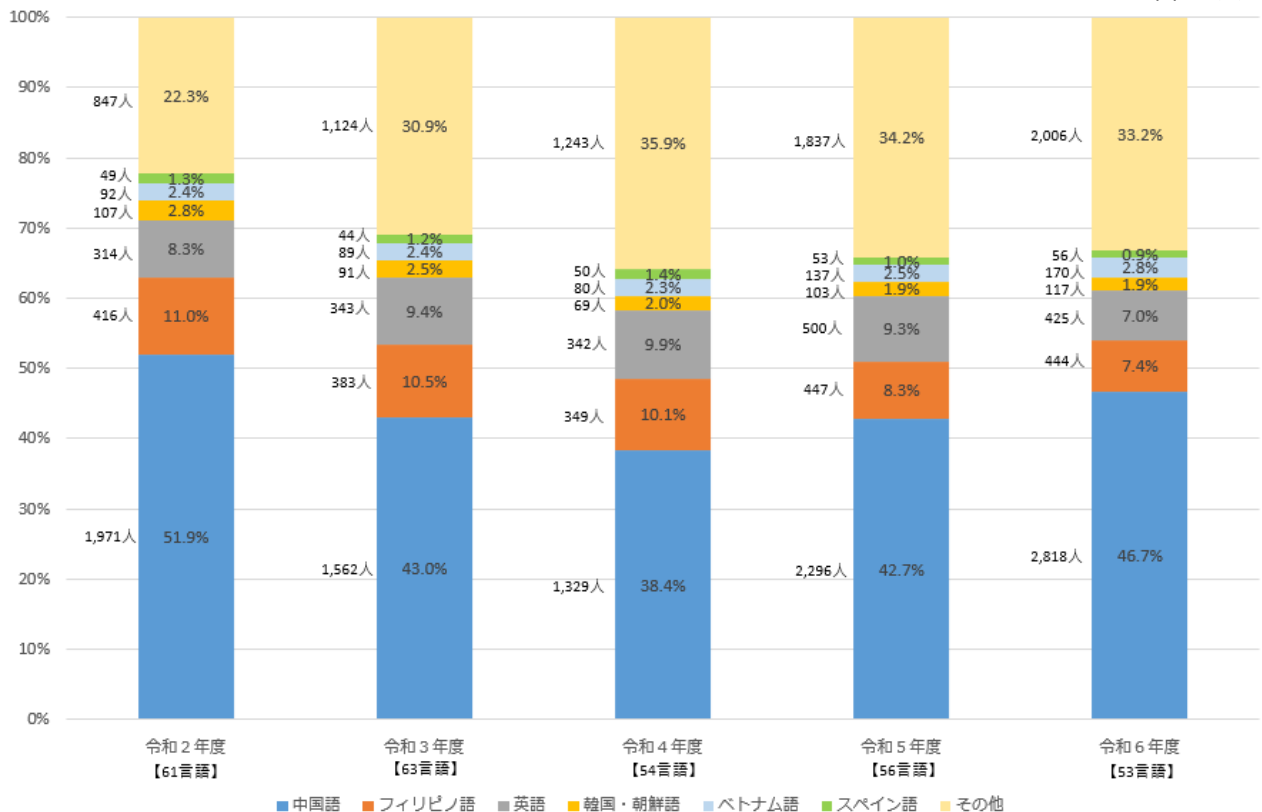
(単位：人)

校種	年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
合計		4,747		4,646		4,377		6,312		6,935	
国籍		外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍	外国籍	日本国籍
小学校		2,112	651	2,053	695	2,031	589	3,426	572	3,653	553
中学校		913	210	797	205	683	205	1,130	216	1,510	244
高等学校		709	77	718	73	685	107	733	138	754	82
中等教育学校		0	2	1	17	0	0	0	0	0	0
義務教育学校		37	5	28	7	35	6	58	5	69	12
特別支援学校		25	6	39	13	28	8	26	8	50	8
合計		3,796	951	3,636	1,010	3,462	915	5,373	939	6,036	899

(令和6年5月1日現在)

(2) 東京都公立学校における日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒の言語別在籍状況

単位：人



(3) 東京都公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の「特別の教育課程」実施の状況

	小学校	中学校	高等学校	義務教育 学校	中等教育 学校	特別支援 学校	合計
(ア) 日本語指導が必要な児童・生徒数	4,206	1,754	836	81	0	58	6,935
(イ) (ア)のうち、学校において 特別な配慮に基づく指導 を受けている児童・生徒数	3,887	1,624	836	78	0	11	6,436
(ウ) (イ)のうち、 日本語指導における「特別の教育課程」による指導 を受けている児童・生徒数	1,458	726	102	34	0	0	2,320

「特別な配慮に基づく指導」と日本語指導における「特別の教育課程」による指導

「**特別な配慮に基づく指導**」とは、在籍学級や放課後を含む、学校で行われている何らかの日本語指導等のことです。例えば、児童・生徒等の教材にルビを振ることや、在籍学級でのボランティアによる入り込み指導等も含まれます。

「**日本語指導における「特別の教育課程」による指導**」とは、児童・生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的として、児童・生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程に位置付け、在籍学級以外の教室で行う教育の形態です。

※ 詳細は、「日本語指導推進ガイドライン～多文化共生社会に向け、共に学び成長する児童・生徒の育成を目指して～」第2章「日本語指導実施に向けた環境整備」の「2-3 『特別の教育課程』の編成・実施」を御覧ください。

(URL) <https://www.spt.metro.tokyo.lg.jp/kyoiku/static/dbook/guideline/#page=26>

「特別の教育課程」の概要

実施目的

日本語の能力に応じた特別の指導は、児童・生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導

実施について

児童・生徒一人一人の日本語の能力等を踏まえて個別の指導計画を作成し、個別の指導目標、指導内容等を決定して実施

対象となる児童・生徒

国籍を問わない。学校生活や、各教科等の学習活動に取り組むための日本語の能力が十分でない児童・生徒
※日本国籍や日本生まれであっても、該当する場合がある。

実施の可否

教育課程を編成する在籍学校の校長の責任の下に実施
小学校・中学校は、管轄する区市町村教育委員会、都立学校は東京都教育委員会へ、特別の教育課程届の提出

指導体制

日本語指導を担当する教員（教員免許を取得している者）
※ 日本語指導コーディネーター、日本語指導補助員、日本語支援者・母語支援者なども関わる。

実施形態

・在籍する学校における指導 ・他の学校に週に何時間か通級して受ける指導
・日本語指導を担当する教員が、児童・生徒の在籍する学校を巡回して受ける指導

指導標準時間

・義務教育：年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。
・高等学校：21単位を超えない範囲で、高等学校等が定めた全課程の修了を認めるのに必要な単位数のうちに加えることができる。※教育課程の編成上、「特別の教育課程」をもって替えることができない科目がある。

(*4) 文部科学省（平成26年4月）「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」Q & Aを一部抜粋

「日本語指導推進ガイドライン～多文化共生社会に向け、共に学び成長する児童・生徒の育成を目指して～」
第2章「日本語指導実施に向けた環境整備」の「2-3 『特別の教育課程』の編成・実施」より抜粋

○ 児童・生徒向け指導教材及び教職員用資料

1 日本語指導テキスト「たのしいがっこう」デジタルブック

2 「日本語指導ハンドブック」デジタルブック

各学校で御活用いただいている、児童・生徒用テキスト教材「たのしいがっこう」は、令和6年3月にデジタルブックとしてリニューアルされ、デジタルブックならではの機能が活用可能となりました。一人1台端末による使用により、活用の幅が広がっています。

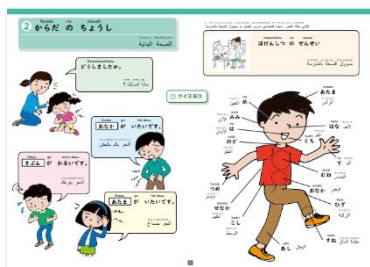


【「たのしいがっこう」(デジタルブック) 機能】

- 全ての語彙や表現に**日本語と各言語(24言語)**の音声収録
- **スタンプ機能** (「たいせつ」「もういちど」「めも」)
- 語彙学習用の**クイズやフラッシュカード** (もの名前、感情等を表す形容詞等)

また、「日本語指導ハンドブック(デジタルブック)」には、「たのしいがっこう」の全ての課の学習指導案及びワークシートを掲載しています。来日したばかりの児童・生徒の日本語指導に、ぜひ御活用ください。

「たのしいがっこう」



「日本語指導ハンドブック(デジタルブック)」

主な学習活動	指導内容	教材
1	・ 外国に慣れる準備 ・ 外国に慣れる準備 ・ 外国に慣れる準備	アクティビティ 20
2	・ 外国に慣れる準備 ・ 外国に慣れる準備 ・ 外国に慣れる準備	ワークシート 1
3	・ 外国に慣れる準備 ・ 外国に慣れる準備 ・ 外国に慣れる準備	ワークシート 2
発展	・ 外国に慣れる準備 ・ 外国に慣れる準備 ・ 外国に慣れる準備	ワークシート 3

クリックすれば、
アクティビティやワークシートにジャンプ！

アクティビティ
20

「体の部分の名前」

項目	内容
目的	・ 体の部分の名前を日本語と各言語で表現し、発音を確認する。 ・ 外国に慣れる準備。
目標	・ 外国に慣れる準備。
使用する教材	・ 外国に慣れる準備。

様々な練習で、
日本語の能力アップ！



3 「東京の学校生活～日本の学校で楽しく学ぶために～」(DVD・オンライン配信)

日本語、中国語、フィリピン語、英語、韓国語・朝鮮語の5か国語の音声及び字幕に対応しています。来日間もない児童・生徒が、日本の学校に転入する際に困ることや知っておきたいことについて理解し、日本の文化や習慣の違いに気付くとともに、学校生活に必要な日本語の習得を図ることができます。



<主な内容構成>

1章 日本の学校生活

- ① 挨拶・主なコミュニケーション
- ② 学校内の用具
- ③ 授業の受け方
- ④ 学校保健

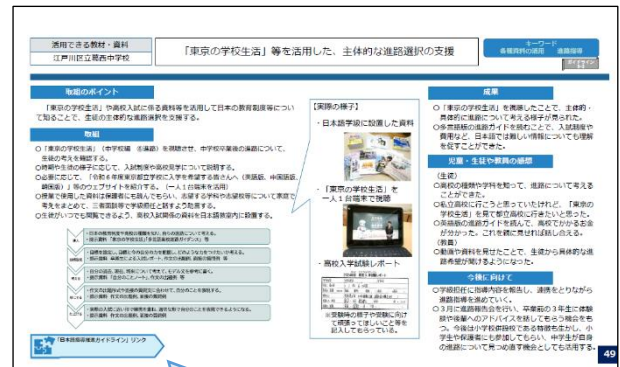
授業での活用だけでなく、児童・生徒の転入学時に、保護者にも見てもらい、学校生活について見通しをもっといただく資料や、上級学校について学ぶ進路学習の資料等としても、ぜひ御活用ください。

2章 小学校 / 3章 中学校 / 4章 高等学校

①学校の1年間 ②持ち物 ③一日の学校生活・時間割

※①②③は、2・3・4章共通

※校種により、係活動、クラブ活動・当番、給食と弁当、部活動・委員会（生徒会）活動、授業科目・単位、進路などを収録



「日本語指導推進ガイドライン（実践編）」に、『東京の学校生活』等を活用した、主体的な進路選択の支援」が事例として掲載されています。

<参考>

「日本語指導映像教材『東京の学校生活』活用事例」
 「東京の学校生活～日本の学校で楽しく学ぶために～」を活用した事例を小学校、中学校、高等学校別に掲載しています。ぜひ御活用ください。



4 「外国につながる生徒への指導ハンドブック」

東京都教育委員会では、令和5年3月に、都立高等学校における「外国につながる生徒」への指導に御活用いただけるよう、「外国につながる生徒への指導ハンドブック」を発行しました。

高等学校においても、令和5年4月の学校教育法施行規則の施行（令和5年4月）により、日本語の能力に応じた「特別の教育課程」による指導が可能となりました。本ハンドブックを通じて、学校設定教科・科目による指導や日本語指導を支援する外部人材の活用による放課後の指導、そして「特別の教育課程」による指導等を有機的につなげ、「外国につながる生徒」への指導の充実を図ってください。



◆東京都バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業◆

令和7年2月7日（金曜日）に、「都立高校に通う外国ルーツの先輩の体験談を聞けるセミナー」（オンライン）が開催されました。都立砂川高等学校、都立世田谷泉高等学校、都立田柄高等学校の4名の生徒が「先輩」として、日本での生活や高校進学など今まで体験してきたことや、日本で生活して大変だったことや苦勞してきたこと、それらを乗り越えた話などについて、自分の思いを力強く語ってくれました。

4人は、高校進学後も、日本語指導に係る「特別の教育課程」の受講や放課後の補習を活用して日本語の能力を向上させ、部活動での仲間づくり等により、学校生活を充実させてきました。

自らの目標や進路の実現に向けて努力してきた姿に、参加して下さった皆さんも感動し、力をもらったのではないのでしょうか。

御協力いただいた生徒の皆さん、ありがとうございました。



○ 日本語指導の充実に向けた様々な取組

1 ダイバーシティ推進校 **NEW!**

日本語指導を必要とする生徒の増加に対応するための在京卒の拡大に合わせ、異文化・多様性への理解を深める指導の充実などにより、さらなる教育環境の充実を図ることを目的に、都立一橋高等学校、都立浅草高等学校、都立荻窪高等学校、都立砂川高等学校をダイバーシティ推進校に指定します。

「ダイバーシティ推進校」

日本と外国の懸け橋となりながら、将来、東京や様々な国や地域で活躍できる人材の育成

多様な生徒が共に学ぶ特徴を生かし、ダイバーシティ教育を推進
日本語指導が必要な生徒支援の拠点校とするとともに、日本語指導が必要な生徒が在籍する他校を支援

〈特色ある教育活動のイメージ〉

- ◆異文化・多様性理解等に関わる内容の充実
- ◆体験を重視した教育活動の推進
海外交流体験、大使館、JICA、現地校等との連携 等
- ◆特別の教育課程による日本語指導の充実
「日本語指導推進ガイドライン」に基づく指導



2 日本語指導推進校

日本語指導に関する指導や、支援の体制づくり等の他、学校における日本語指導の推進を図るため、日本語指導推進校を指定し、その成果等を「日本語指導推進ガイドライン（実践編）」や日本語指導推進フォーラム等で広く発信しています。

期間	日本語指導推進校
令和6・7年度	世田谷区立上北沢小学校、羽村市立武蔵野小学校 中野区立中野東中学校、江戸川区立葛西中学校、 都立田柄高等学校、都立青梅総合高等学校（定時制課程）
令和7・8年度	練馬区立光が丘春の風小学校、西東京市立向台小学校 江東区立有明西学園、豊島区立池袋小学校・豊島区立西池袋中学校 都立南葛飾高等学校（全日制課程）、都立飛鳥高等学校（全日制課程）

3 DLA モデル地区

日本語指導推進に向けた「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」（DLA）モデル地区を指定し、「DLA」を実施する体制を支援し、その取組の成果等を広く発信しています。

なお、外部人材を活用したDLA実施を検討している地区は、日本語指導担当まで御連絡ください。

期間	DLA モデル地区
令和6・7年度	墨田区 板橋区 羽村市

4 「春期・土曜日本語講座」(都立高校新入生対象)



日本の高校生活にスムーズに適應することや、高校の学習に必要な日本語を早期に集中して学ぶことを目的に、日本語の能力が、入門・初級段階の生徒を対象に、都立高校の新入生を対象に、東京都教職員研修センターで、4月に都内の日本語指導が必要な生徒の主要言語である英語、中国語、ネパール語、日本語の4か国語で、日本語講座を実施しています。



詳細は、以下のサイトにて御確認ください。

「春期・土曜日本語講座の御案内」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/learning_japanese/spring_saturday_japanese_classes

5 東京都教育委員会主催の各種セミナー等(教員対象)

都内公立学校における日本語指導の充実を目指し、以下のセミナー等を開催します。

日本語指導担当としての資質・能力の向上や学校の組織的・計画的な取組の充実に向けて、東京都教職員研修センターや各地区等で実施される研修等と併せて御活用ください。

なお、各種セミナー等の詳細が決まり次第、募集等についてお知らせします。

○日本語指導理解促進セミナー	第1回 令和7年4月23日(水曜日)『『日本語指導』入門』
	第2回 令和7年5月21日(水曜日)『『日本語指導』基礎』
	第3回 令和7年6月27日(金曜日)講演「日本語指導の実際」
○ODLA 実施者養成講習	第1回 令和7年6月13日(金曜日)
	第2回 令和7年11月14日(金曜日)
○日本語指導推進フォーラム	令和8年1月29日(木曜日)
○日本語授業見学会	令和7年6月以降、都内公立学校(小学校、中学校、高等学校)で開催

令和6年度「日本語指導推進フォーラム」(令和7年1月29日開催)

小・中・高等学校の教員や区市町村教育委員会等の指導主事等が一堂に会する、令和6年度「日本語指導推進フォーラム」を開催しました。

日本語指導推進校である、羽村市立武蔵野小学校、中野区立中野東中学校、都立青梅総合高等学校(定時制課程)の3校による発表や東京学芸大学名誉教授・国際交流基金日本語国際センター所長 佐藤 郡衛氏による講演を聞いた参加者からは、



- ・学校全体で共通理解を図り、指導・支援を進めていくことの重要性について、理解を深めることができた。
- ・「学校全体で・全教職員で・できることから」を胸に、変えられることや挑戦できることを見極めて取り組んでいきたい。などの感想が聞かれました。

○就学・進路・外部人材の取組

取組	内容	問合せ先	
外国人児童・生徒のための教育相談窓口の設置	通訳を介して、子供の教育に関わる電話相談・来所相談（来所相談は要予約）を実施しています。 ・毎週金曜日の午後1時から午後5時まで ・対応言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語 ○「通訳を介した外国人児童・生徒の高校等進路・教育相談」リーフレット https://e-sodan.metro.tokyo.lg.jp/pdf/2023_f_leaflet.pdf	東京都教育相談センター 教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン 電話：0120-53-8288 高校進級・進路・入学相談 電話：03-3360-4175	
公立小・中学校における日本語学級の設置の認証	通常の学級とは別に、日本語の習得を目的とする授業を行う通級指導学級の設置をしている区市町村に対して、認証を行っています。	東京都教育庁地域教育支援部義務教育課 電話：03-5320-6752	
多文化共生スクールサポートセンター事業	都立学校における児童・生徒への日本語指導の支援のため、日頃から学校訪問等を行いながら、支援に関する相談対応や、日本語指導支援員や通訳等の専門家など外部人材の紹介等を実施します。	公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）都立学校日本語指導支援担当 電話：03-5989-1571	
進路関係	都立高校入試相談コーナー	都立学校（都立高等学校・都立中高一貫教育校・都立特別支援学校）への入学・転学等に関する問合せ・相談等に対応しています。 ・月曜日から金曜日まで 午前9時から午後5時まで ・電話：03-5320-6755 ※来所相談も可能	東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課 入学選抜担当 電話：03-5320-6745
	都立高校合同説明会相談コーナー	都立高等学校等合同説明会では、「日本語を母語としない方のための都立高校進学」コーナーを設置し、質問等を受け付けています。	
	入試問題等の対応、都立高等学校等の内容	日本に入国後3年以内の志願者から申請があった場合には、学力検査において、ひらがなのルビを振った問題での実施に加え、辞書の持込み等の対応を行っています（共通問題の場合）。 また、日本語指導が必要な生徒を対象とした「在京外国人等生徒対象」の募集枠を都立高校12校に設置しています。 毎年、「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ（英語版、中国語版、韓国語版）」を作成し、入試の仕組みや、都立高等学校等の種類と内容等についてお知らせしています。	
	定時制課程・通信制課程の内容	毎年、「東京都立高等学校定時制課程通信制課程入学案内（英語版、中国語版、韓国語版、タガログ語版、ネパール語版）」を作成し、定時制課程及び通信制課程の内容や学校生活の様子等について紹介しています。	
		東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課計画総括担当 電話：03-5320-6742	

東京都の関係団体では、以下の取組が行われています。

取組	内容	問合せ先
TEPRO Supporter Bank	公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）が運営する人材バンクです。学校や教育委員会が求める、日本語指導に係る外部人材の求人情報を掲載することができます。 また、登録者の人材情報を検索・閲覧し、希望の方がいる場合は、TEPRO Supporter Bank に紹介申請をすることができます。 ○TEPRO Supporter Bank 利用方法 Web ページ https://www.tepro.or.jp/school/about.html	公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）人材支援課 電話：03-5989-1630
東京日本語教室サイト	公益財団法人東京都つながり創生財団が運営するウェブサイトです。都内の日本語教室を120言語で検索できます。「子どもの日本語教室」も検索できます。 ○東京日本語教室サイト Web ページ https://nihongo.tokyo-tsunagari.or.jp/	東京都多言語相談ナビ 電話：0120-142-142

高校進学や卒業後の進路に関連して、以下の取組も行われています。

取組	内容
高校入学に向けて：多言語高校進学ガイダンス	「高校進学ガイダンス東京実行委員会」は、特別区と多摩地域で、「多言語高校進学ガイダンス」を開催しています。「日本語を母語としない親子のための多言語高校進学ガイド」も作成し、都内の高校の種類、入試の仕組み、学費等について紹介しています。 ○多言語高校進学ガイダンス Web ページ http://www.tokyoguidance.com/
高校卒業に向けて：外国につながる高校生のための進学ガイダンス	外国につながる高校生のための進路ガイダンスでは、進学、就職、在留資格等について、大学や専門家に相談ができます。 ○東京都国際教育研究協議会 Web ページ http://jafie.jp/tokyo/

日本語指導に関する資料「日本語指導が必要な児童・生徒への指導」令和7年3月発行
編集・発行 東京都教育庁 グローバル人材育成部 国際教育企画課 日本語指導担当
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03（5320）6893